（平成十二年度、平成十四年度及び平成十五年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第九条　平成十二年度、平成十四年度及び平成十五年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正に伴う経過措置に関する政令（平成十二年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「厚生年金基金令」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。以下この条において「平成二十六年経過措置政令」という。）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令」に改め、「昭和四十一年政令第三百二十四号」の下に「。以下この条において「廃止前厚生年金基金令」という。」を加え、「同令」を「平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令」に改め、同条第三項中「厚生年金基金令」を「平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令」に改める。

第二十四条の見出しを「（存続連合会への準用）」に改め、同条中「企業年金連合会」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十三号に規定する存続連合会」に、「厚生年金保険法第百三十条第一項に規定する」を「平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百六十条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百六十一条第二項の」に改める。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第十条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表第三十八条の二第一項の項中「第四十四条の三第四項」の下に「（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第八十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第十四条の四第一項中「第四十六条第一項及び第五項」を「及び第四十六条第一項」に、「廃止前農林共済法第三十八条の二第一項」を「並びに廃止前農林共済法第三十八条の二第一項」に改める。

第十四条の五中「から第三項まで及び第五項」を「、第二項及び第四項」に改め、「附則第十七条の三」の下に「並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十条第三項の規定」を加え、「同法」を「厚生年金保険法」に改める。

第十九条第一項中「及び第四十四条の三第四項」の下に「（平成二十五年改正法附則第八十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項及び次条第一項において同じ。）」を加え、同項第一号及び第三号イ中「昭和十九年四月二日」及び「昭和二十年四月二日」を「同月二日」に改める。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部改正）

第十一条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二中「、第三項及び第五項」を「及び第四項」に改め、「附則第十七条の三」の下に「並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十条第三項」を加え、「同法第六十条第一項第一号」を「同号」に、「同項第二号」を「厚生年金保険法第六十条第一項第二号」に改める。

（相続税法施行令の一部改正）

第十二条　相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一号中「同法第百十五条第一項」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下第三号までにおいて「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五条第一項（存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等）の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第二条（確定給付企業年金法の一部改正）の規定による改正前の確定給付企業年金法（次号において「旧確定給付企業年金法」という。）第百十五条第一項」に改め、同条第二号中「第九十一条の二第三項」を「第九十一条の十九第三項」に、「第九十一条の三第三項」を「第九十一条の二十第三項」に、「第九十一条の二十一第三項」に、「第九十一条の五第五項」を「第九十一条の二十二第五項」に改め、「一時金」の下に「（平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十三条第一項（確定給付企業年金中途脱退者等に係る措置に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされた旧確定給付企業年金法第九十一条の二第三項（中途脱退者に係る措置）、平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧確定給付企業年金法第九十一条の三第三項（終了制度加入者等である老齢給付金の受給権者等に係る措置）、平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧確定給付企業年金法第九十一条の四第三項（終了制度加入者等である障害給付金の受給権者に係る措置）又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧確定給付企業年金法第九十一条の五第五項（終了制度加入者等である遺族給付金の受給権者に係る措置）の規定により存続連合会（平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十三号（定義）に規定する存続連合会をいう。次号において同じ。）から支給を受ける一時金を含む。）」を加え、同条第七号を同条第八号とし、同条第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十二条第三項（基金中途脱退者に係る措置）、第四十三条第三項（解散基金加入員等である老齢給付金の受給権者等に係る措置）、第四十四条第三項（解散基金加入員等である障害給付金の受給権者に係る措置）、第四十五条第五項（解散基金加入員等である遺族給付金の受給権者に係る措置）、第四十六条第三項（確定給付企業年金中途脱退者に係る措置）、第四十七条第三項（終了制度加入者等である老齢給付金の受給権者等に係る措置）、第四十八条第三項（終了制度加入者等である障害給付金の受給権者に係る措置）又は第四十九条第五項（終了制度加入者等である遺族給付金の受給権者に係る措置）の規定により存続連合会から支給を受ける一時金

第一条の六第三号中「第一条の三第四号」を「第一条の三第五号」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第十三条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の三十七第四項中「厚生年金基金、企業年金連合会」を「確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第九十一条の二第一項に規定する企業年金連合会」に、「、同条」を「、法第六十八条の六」に改める。